

京都府内市町村(京都市を除く)

法人市町村民税の税率

(法人税割)

法人の区分	平成26年10月1日から令和元年9月30日までの間に開始する事業年度					令和元年10月1日以後に開始する事業年度			
	向日市 長岡京市 大山崎町	八幡市	京丹後市	久御山町	左記以外	向日市 長岡京市 大山崎町	八幡市	京丹後市	左記以外 (※1)
資本金等の額(※7)	9.7%	10.6%	10.9%	11.1%	12.1%	6.0%	6.9%	(※2)	8.4%
1億円以下の法人	12.1%					8.4%			
1億円を超え5億円未満の法人									
5億円以上の法人									

※1 左記以外の市町村

ア行：綾部市、井手町、伊根町、宇治市、宇治田原町 カ行：笠置町、亀岡市、木津川市、京田辺市、京丹波町、久御山町

サ行：城陽市、精華町 ナ行：南丹市 ハ行：福知山市 マ行：舞鶴市、南山城村、宮津市 ヤ行：与謝野町 ワ行：和東町

※2 京丹後市の税率

令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間に開始する事業年度：7.6%

令和2年10月1日から令和3年9月30日までの間に開始する事業年度：8.0%

令和3年10月1日以後に開始する事業年度：8.4%

(均等割)

【南丹市については事業開始日によって税率が変わりますので御注意ください。】

法人の区分	従業者数(※6)	税率(年額)		
		・南丹市 (R8.3末以前開始事業年度) ・京丹波町	左記以外市町村 ※3	・南丹市 (R8.4以後開始事業年度) ※4
資本金・出資金を有しない法人、公益法人など(※5)	—	50,000円	60,000円	60,000円
1千万円以下の法人	50人以下	120,000円	144,000円	144,000円
	50人超	130,000円	156,000円	156,000円
1千万円を超え1億円以下の法人	50人以下	150,000円	180,000円	180,000円
	50人超	160,000円	192,000円	192,000円
1億円を超え10億円以下の法人	50人以下	400,000円	480,000円	480,000円
	50人超	410,000円	492,000円	492,000円
10億円を超え50億円以下の法人	50人以下	1,750,000円	2,100,000円	2,100,000円
	50人超	410,000円	492,000円	492,000円
50億円を超える法人	50人以下	3,000,000円	3,600,000円	3,600,000円
	50人超			

※3 左記以外の市町村

ア行：綾部市、井手町、伊根町、宇治市、宇治田原町、大山崎町 カ行：笠置町、亀岡市、木津川市、京田辺市、京丹後市、久御山町

サ行：城陽市、精華町 ナ行：長岡京市 ハ行：福知山市 マ行：舞鶴市、南山城村、宮津市、向日市

ヤ行：八幡市、与謝野町 ワ行：和東町

※4 南丹市については、令和8年4月1日以後に開始する事業年度の均等割税率が変更され、上記※3の市町村と同率となります。開始する事業年度の時期により、均等割税率が異なりますので御注意ください。

※5 法人税法第2条第5号の公共法人及び地方税法第294条第7項に規定する公益法人等のうち、地方税法第296条第1項の規定により均等割を課することができない法人以外の法人(法人税法別表第2に規定する独立行政法人で収益事業を行うものを除く)、人格のない社団等、一般社団法人及び一般財団法人、保険業法に規定する相互会社以外の法人で資本金の額又は出資金の額を有しないものを含みます。

※6 均等割の税率区分の基準における従業者数については、当該算定期間の末日現在における従業者数となります。

保険業法に規定する相互会社は、算定期間の末日における貸借対照表に基づき算定した純資産額に応じた均等割税率を適用します。

※7 平成27年4月1日以後に開始する事業年度から、均等割の年額を判定する基準となる「資本金等の額」が改正されましたので、下記に従って判定してください。(法人税割の税率も同様に判定します。)

$$\boxed{\text{加減算後の資本金等の額}} = \boxed{\text{当該事業年度終了の日資本金等の額}} + \boxed{\text{H22.4.1以後の無償増資*相当額}} - \boxed{\text{H13.4.1~H18.4.30・H18.5.1以後の無償減資等による欠損填補額*}}$$

→ 加減算後の「資本金等の額」と「資本金と資本準備金の合計額」又は「出資金の額」のいずれか大きい額で均等割の税率区分を判定(法人税割の税率も同様に判定します。)

* 無償増資

平成22年4月1日以後、利益準備金又はその他利益剰余金による無償増資を行った場合、その増資額を加算する。

* 無償減資等による欠損填補

平成13年4月1日から同18年4月30日までの間に減資(金銭その他の資産を交付したものを除く)によって欠損填補を行った場合及び資本準備金を減少して欠損填補を行った場合はその額を控除する。

平成18年5月1日以後、剰余金によって損失填補を行った場合はその額を控除する。この場合の控除額は、資本金の額又は資本準備金の額を減少し、その他資本剰余金として計上してから1年以内に損失填補に充てた額に限る。